

市場の状況から著しく乖離した価格帯への注文発注について

取引参加者（受託した委託取引を含む。以下同じ。）が売買注文を発注するに当たり、サーキットブレーカー幅（SCB 幅）の上下限値又はその近辺など市場の状況から著しく乖離した価格帯への反復継続的又は恒常的な注文は、仮に当該注文と市場離脱等を目的とした成行注文が対当した場合などは、いたずらにDCB を発動させ、立会を一時中断する原因となり、取引参加者の取引機会の損失を招くことになります。

市場の状況から著しく乖離した価格帯に発注された売買注文が約定した場合には、価格指標の提供を行う取引所の使命を著しく低下させ市場の信頼性を損なうばかりではなく、他の市場参加者のロスカット注文の執行を誘発することによって、他の取引参加者に不測の損失を被らせる可能性があります。

そのため、当社は、サーキットブレーカー幅（SCB 幅）の上下限値又はその近辺など市場の状況から著しく乖離した価格帯への反復継続的又は恒常的な注文発注を調査の対象とし、上記注文発注を行った取引参加者に対しヒアリング等を実施します。

なお、調査及びヒアリング等の結果、市場の混乱を惹起させるなど悪質な注文行為であると当社が認めた場合には、処分等の対象となることもありますので、関係各部署及び委託者へ周知徹底し、併せて、受託に当たっては十分留意して下さるようお願いいたします。